

日程表

| 黒磯地区 会場: 大会議室(201・202会議室) | | |
|------------------------------|---|------------------------|
| 対象地区 | 月日 | |
| 鍋掛地区 | 越堀、寺子、鍋掛、野間 | 2月18日(月)・19日(火) |
| 東那須野地区 | 大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目 | 2月20日(水)～22日(金)・25日(月) |
| 高林地区 | 高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木 | 2月26日(火)・27日(水) |
| 黒磯地区 | 本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町 | 2月28日(木)・3月1日(金) |
| | 共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町 | 3月4日(月)～8日(金) |
| | 鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町 | 3月11日(月)～13日(水) |
| | 東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦 | 3月14日(木)・15日(金) |

| 西那須野地区 会場: 100会議室 | |
|--|----------------------|
| 対象地区 | 月日 |
| 二つ室、一区町、二区町 | 2月18日(月)～20日(水) |
| 三区町、四区町、千本松、上赤田、北赤田、南赤田、西赤田 | 2月21日(木)・22日(金) |
| 東赤田、三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目、西三島1丁目～7丁目、南郷屋1丁目～5丁目、睦 | 2月25日(月)～3月1日(金) |
| 高柳、西富山、井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根、槻沢 | 3月4日(月)・5日(火) |
| 下永田1丁目～8丁目、緑1丁目・2丁目、新南、石林 | 3月6日(水)～8日(金)・11日(月) |
| 永田町、扇町、あたご町、西大和、西原町、五軒町、西栄町、東町、西朝日町、南町、西幸町、北二つ室、太夫塚1丁目～6丁目 | 3月12日(火)～15日(金) |

| 塩原地区 会場: ハロープラザ第2・3会議室 2月18日(月)～28日(木) 会場: 101第1～3会議室 3月4日(月)～11日(月) | | | |
|--|------------|----------------------|-----------------|
| 会場 | 対象地区 | 月日 | |
| ハロープラザ | 下大貫、上大貫 | 2月18日(月) | |
| | 下田野、遅野沢、墓沼 | 2月19日(火) | |
| | 関谷 | 元町、京町、上の内 | 2月20日(水)・21日(木) |
| | | 旭町、上町、日の出 | 2月22日(金)・25日(月) |
| | 金沢、折戸 | 2月26日(火) | |
| | 上横林、横林、接骨木 | 2月27日(水) | |
| | 宇都野、高阿津 | 2月28日(木) | |
| 会場移動日(受け付けていません) | | 3月1日(金) | |
| 塩原支所 | 中塩原、上塩原 | 3月4日(月)～6日(水) | |
| | 塩原、湯本塩原 | 3月7日(木)・8日(金)・11日(月) | |
| 受け付けていませんので、黒磯・西那須野地区の会場に来てください | | 3月12日(火)～15日(金) | |

税理士会が行う還付申告無料税務相談

- ▶ **とき** 2月6日(水) 午前9時30分～午後4時
- ▶ **ところ** 関東信越税理士会大田原支部会員事務所
- ▶ **申込期限** 2月5日(火)
- ▶ **対象** 所得金額300万円以下の給与所得者、年金受給者で還付申告をする人
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 税理士会大田原支部(室井) ☎0287(48)6712

申告に必要なもの(続き)

今回から追加 利用者識別番号って??

平成30年分の確定申告から市で受け付けた申告は、電子データで税務署に送付する方法に変更するため、国税庁の発行する利用者識別番号が必要になります。

■ **既に利用者識別番号を持っている人** 利用者識別番号を確認できる書類(税務署のお知らせはがきや利用者識別番号等の通知など)を持参してください。

■ **利用者識別番号を持っていない人** 申告当日に会場にて取得します。

申告にはマイナンバーが必要

申告には、申告する人のマイナンバーの記載と、番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

■ **申告する人のマイナンバーカードを持っている人**
マイナンバーカード(番号確認と身元確認を兼ねる)

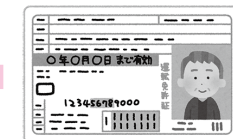


■ **申告する人のマイナンバーカードを持っていない人**

次の番号確認書類と身元確認書類

- 番号確認書類…通知カード、マイナンバーの記載がある住民票のどちらか
- 身元確認書類…運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのいずれか

番号確認書類



身元確認書類

■ **扶養親族などのマイナンバー**

申告書には、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーも記載が必要ですが、番号確認書類と身元確認書類は不要です。

申告の注意点

申告は指定日に指定会場

- なるべく日程表に定められた日に来てください。指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できます
- 課税課や各支所の窓口で申告の受け付けはできません**
- ※e-Taxを利用すれば、自宅などからパソコンやスマートフォンで申告できます。詳しくは大田原税務署にお問い合わせください。

事前の準備をお忘れなく

- 医療費控除を受ける人は、**必ず明細書を「個人ごと」「病院ごと」に記入してください**
- 営業、農業、不動産所得の申告をする人は、**必ず帳簿を整理し、収支内容をまとめてから来てください**
- 書類に不足があったり、準備が不十分な場合は、**申告の受け付けができません**

時間に余裕を持って来庁を

- 申告会場は大変混雑します。混雑状況により長時間待つことや、午前中に来庁しても午後の受け付けになる場合があります
- 所得の種類や申告の内容により、受け付けの順番が前後することがあります